

厚生委員会記録

開催日時 平成25年9月26日(木) 16:57~17:30

開催場所 第3委員会室

出席委員 9名

小泉 米造 委員長

山本 進章 副委員長

尾崎 充典 委員

小林 照代 委員

畠 真夕美 委員

安井 宏一 委員

米田 忠則 委員

出口 武男 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 江南 健康福祉部長

西岡 こども・女性局長

高城 医療政策部長 ほか、関係職員

傍聴者 33名

議 事

・ 請願の審査について

請願第8号 「精神障害者に対する福祉医療制度（心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人等医療費助成事業）の適用に関する請願書」

請願第9号 「障害者差別をなくす奈良県条例の制定に関する請願書」

<会議の経過>

○小泉委員長 ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日、当委員会に対し、33名の方から傍聴の申し出がありますが、これを認めることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、認めることといたします。

それでは、案件に入ります。

本日の案件は、先ほど本会議において当委員会に付託を受けました請願第8号、「精神障害者に対する福祉医療制度（心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人等医療費助成事業）の適用に関する請願書」と、請願第9号、「障害者差別をなくす奈良県条例の制定に関する請願書」の審査とします。

これに伴い、出席理事者についても限定をさせていただいておりますので、ご了承願います。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、審査を行います。

まず、請願第8号、「精神障害者に対する福祉医療制度（心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人等医療費助成事業）の適用に関する請願書」について、書記に要旨を朗読させます。

○西村政務調査課長 それでは、朗読させていただきます。

請願第8号 精神障害者に対する福祉医療制度（心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人等医療費助成事業）の適用に関する請願書

請願者 奈良県奈良市学園大和町2-25

松葉マンション302ぽらりす内

精神障害者の福祉医療を実現する奈良県会議

共同代表 栃本一弥、奥田和男

紹介議員 新谷紘一、尾崎充典、秋本登志嗣、小林照代、乾浩之、岡史朗、松尾勇臣、藤本昭広、阪口保

要旨

奈良県の「福祉医療制度（心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人等医療費助成事業）」は身体・知的障害者には適用されていますが、精神障害者には適用されていません。そのため、精神障害者は、障害者総合支援法による自立支援医療（精神通院）以外の医療費は、精神科の入院医療費を含めて自己負担は3割となっています。

経済状況を見ても、他の障害者と比べ精神障害者の就労は桁違いに少ない現状にあります。無年金障害者が多く、家族に頼って生活をしているのが現状です。しかし、多くの精神障害者家族は高齢化しており、老齢年金で細々と暮らしています。こうした現状から、

医療費の3割負担はあまりにも苛酷で重く、精神障害者の健康と暮らしは深刻な状況にあります。

障害者基本法の理念には、「全ての障害者が、等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」とあります。是非とも奈良県での制度適用をお願い致します。

1、奈良県の精神障害者にも「福祉医療制度（心身障害者医療費助成事業、重度心身障害老人等医療費助成事業）」を適用してください。

以上です。

○小泉委員長 それでは、請願第8号について、質疑があればご発言願います。

○安井委員 この請願者の気持ちといたしますか、請願の趣旨を十分理解はしているつもりですし、また、これまで精神障害者の方々にさまざまなご苦勞があったものと思います。県当局としても、実態の調査も十分した上で、予算化に結びつけていくことが急がれているのではないかと思います。

請願の趣旨からしまして、この福祉医療制度を適用することについては、これもむしろ遅きに失した感もありますので、この請願について私は賛成します。（発言する者あり）

○小泉委員長 ほかの委員さんで何か。何か質問することがあったら。

○梶川委員 実は、今度の請願に一つだけ言わせてほしいのですが、梶川さん、あなた普通面倒見がいいのに、この請願第8号も第9号も紹介議員になっていないけれど何かあったのですかという話が出て、そうではなくて、なら元気クラブには和田議員と乾議員と1年生議員が2人おられるので、どちらも無所属の方なので、一方だけ紹介議員をさせないということになるといけませんので、2人に分けて仲よくさせて私が身を引いたということでございますので、全く他意はございません。そのことを了解いただきながら質問したいのですが、精神障害者の全国の分布を見たら、実にばらついています。1級の人が例えば長野県ですと48%かと思えば鹿児島県に行くと3.7%、それから群馬県ですと47.9%、奈良県は15.4%です。本来、きちんとした尺度があればこんなばらつき方はしないと思うのですが、なぜこんなばらつき方をするのか。統計的数字というのは、選挙の投票率でもそうですが、大体全国的に、今回は59%ぐらい、今回は60パーセントぐらいというように、ほぼ似ているのですけれど、こんなにばらついているのはなぜなのかお聞かせ願いたいと思います。

○前野保健予防課長 梶川委員の質問にお答えいたします。

精神障害者保健福祉手帳についてのことでございますけれども、平成7年の精神保健福祉法の改正によりまして、精神障害者保健福祉手帳制度が創設されまして、その中で手帳に記載されます障害等級といたしましては、障害の程度に応じまして、重度の者から1級、2級、3級とされておりまして、施行令第6条で定められているところでございます。

精神障害者保健福祉手帳の判定基準でございますけれども、厚生労働省の通知で示されておりまして、精神疾患の存在の確認、精神疾患機能障害の状態の確認、そして能力障害、日常生活のしづらさの状態を確認して等級を判定するというところになっております。手帳等の判定につきましては、精神疾患の原因、症状は多様で経過も不安定であり、障害の状態も固定しないために、精神科医によります専門的な審査が必要となっているところでございます。

主治医が記載されました診断書の審査につきましては、県精神保健福祉センターの精神保健指定医が判定基準に基づきまして手帳等級の判定をしております。判定が困難な事例につきましては、別の精神保健指定医にも審査していただきまして、内容を協議して手帳の等級を判定する体制をとっているところでございます。

今、委員から各県の状況ということでおっしゃっていただきましたが、それぞれの県がなぜこういう数字になっているのかというところまでは確認はしていないのですけれども、奈良県といたしましては、1級が15.6%、2級が73.6%、そして3級が10.8%という数字が出ております。全国平均といたしまして、1級16.9%、そして2級が61.5%、そして3級が21.6%ということでございますので、奈良県といたしましてはほぼ全国平均に近い数字ではないかと。また、2級の数字が全国平均より高い数字が出ていますと確認しているところでございます。以上でございます。

○梶川委員 一応わかりましたが、そのときの審査なさる先生によって、1級になったり3級になったりするの是非常に問題があるので、たまたま3級になった人には、気の毒だという気がしますので、そのことを申し上げて、今後県が検討される場合に、1級、2級、3級、全ての人にこの福祉医療制度が適用されるようにしていただきたいと思っております。

さっき安井委員もおっしゃいましたが、なぜこんなに放置されてきたのだろうかというところにも私は疑問を持つわけですが、あとは賛成意見で言わせてもらいます。以上です。

○小林委員 一つお伺いしながらですが、ここにもありますように生活実態が大変厳しい状態だということで、精神障害者の就労が、他の障害の方と比べて非常に低い率かと思

ます。それがどんな状態なのかと。それから就労されている方の1カ月の収入、また、例えば、障害者自立支援法による事業所などで働いていてどんな状態なのか、その辺です。無年金者も多いということですが、そういう状態などわかりましたら教えていただきたいです。

○前野保健予防課長 小林委員からの質問についてでございます。

いろいろ確認いただいたところですが、今委員からお尋ねいただきました件につきまして、ただいま当課といたしましても調査を実施している最中ではございます。郵送によりまして調査票の配付、回収を8月末を期限といたしまして調査させていただいております。まだ9月に入っても回収をさせていただいているところでございます。

対象者といたしまして、精神障害者保健福祉手帳を所持していただいております1,200名の方に対しまして調査させていただきまして、回答数は今520数名から回答をいただいたと確認しているところでございます。

ただいまその回答の内容につきまして調査の結果を整理、分析しているところでございます。それをまとめた状態で、今後の対策につきまして検討していきたいと考えているところでございます。その内容につきましてはまた整理させていただいて、公表させていただこうと考えているところでございます。

○小林委員 今、調査をしていただいているということですが、恐らく他の障害者の方と比べても就労率は大変低いのではないかと思いますし、やはり事業所などでの、福祉就労と言われますが、そういう就労でも本当に1カ月の工賃は平均して、これはほかの障害者の場合の経験もありますけれど、1万円あるかないかという、そういう状況があると思います。

それから、ここに書いてくださっているように、確かに精神障害の方は20歳前に発症される方が多いですから、国民年金がまだ未加入状態ということで、年金もないという状況も多いのではないかと思います。ぜひ福祉医療助成制度を採択していただきたいと思っております。そういう点でいきますと、ぜひ全ての手帳所持者の方にまで対象を広げていただいて、この助成制度をしていただきたいということで。はい、意見です。

○除委員 今的小林委員の質問と重なるかもしれませんが、県が実態調査をしていらっしゃる、その辺の時期とかどういう項目でとか、今1,200名に出されて500名返信があったということでしょうか。もう少し詳しく実態調査の件についてお伺いしておきます。

○前野保健予防課長 今、調査についてお伺いいただいたところでございます。

調査でございますけれども、精神障害者保健福祉手帳を所持しておられます方、1, 200名を無作為抽出いたしまして、全体の18%に当たる方に対しまして、郵送により調査票を配付させていただいて回収させていただいているところでございます。それにつきまして、8月1カ月間かけて調査させていただいたところでございますけれども、回収、回答いただきましたのが520数名ということでございます。大体率といたしまして44%の方に回答いただいたということで確認しているところでございます。

ただいまその内容につきまして分析なり整理をさせていただいているところでございます。何とか早くまとめまして、次の対策を打っていきたいと考えているところでございます。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

ほかにないようでございますら、これで質疑を終わります。

続いて、請願第8号について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○尾崎委員 請願第8号の精神障害者に対する福祉医療制度の適用に関する請願につきましては、先ほども小林委員からありましたけれども、精神障害は20歳前後に発症することが多く、時期が年金加入の時期と重なりまして、本人と家族の皆様方の葛藤の日々に多くのエネルギーが注がれるようです。加入を怠ることが必然と言えるということで、統計では未加入が3割というデータもあります。

さらには、精神障害の特徴として、本人に自覚が少なく家族も偏見を恐れて認めたがらないということもあり、その潜在的な人たちを含めると7割の人たちが未加入との推計もあります。これらの人たちが障害年金を受けられない状況でもあります。

この観点からも、他の障害者と比較しても経済的な支援が必要であり、福祉医療制度を身体障害者や知的障害者と同等とする請願につきましては、採択すべきと考えます。以上です。

○梶川委員 私も今の尾崎委員と同じように、採択する立場で簡単にご意見を申し上げます。

ことしの2月の議会で、これを質問させていただきました。今でもあのときの知事の答弁を覚えているのですが、早速調べて、市町村の意見を聞いて対処したいとおっしゃいました。その間、どう進めるのだろう、来年度の予算でもとって調査、アンケートするのだったらこれはまた1年確実におくれるし、どうなさるのだろうと思って、職員に聞いたら、いや、もう予算はないから私達でつくってやっていますと聞いて、これはやる気だと思っ

て喜んだ次第でございますが、なぜこんなに精神障害者の福祉医療が放置されていたかというの、我々県議会議員も県の職員も気をつけないといけないのは、やはり県でやっていることはどうしても住民からちょっと遠いところにあるので、そんな形でずっとおくれたのかと私は理解しています。ぜひ今回の請願を採択して、早速来年度からでもそれは早くできるのだったらしてほしいのですけれども、福祉医療が適用されるようにしていただきますようお願いして、賛成意見としたいと思います。以上です。

○小林委員 私も請願第8号については賛成いたします。採択に賛成いたします。

先ほど1つ言わなかったのですが、生活実態が非常に大変だということと、手帳の等級の曖昧なそういうものは、やはり非常に精神障害者に、特性があると思うのです。そういう点からも1級とか2級とか3級とかになりますけれども、それで本当にどう違うかということですが、それは実際の生活実態から見ないといけないと思いますので。

それともう一つは、やはり身体的な病気も合併されることもありまして、この身体の病気などでは医療費がまだかかるということですので、そういう点も考えて、ぜひこの制度、請願第8号採択をしていただきたいということです。

○除委員 公明党といたしましても、この請願第8号、身体・知的障害者には適用されているけれども精神障害者には適用されていないということで、県の福祉医療制度に適用されるよう、この請願には賛成をしたいと思います。

私の周りにもこういった精神障害の方がたくさんいらっしゃいまして、24時間いつ相談が入るかわからないということで、私もそれなりに精いっぱい対応させていただいていますが、大体そういう方々は仕事を持っていらっしゃいませんし、家族に頼って生活をしていらっしゃるという状況、自立ができていないという状況の方をたくさん見受けますので、早い段階から、軽度の段階から、今、認知行動療法という療法も保険適用になっておりますので、こういったことも含めて精神障害の方が自立できるようにということで、まずはこの請願第8号に賛成をしたいと思います。

○安井委員 まだまだ調査中ということもあるのですが、44%の回収率という報告ですけれど、中身が問われていると思うので、早く調査結果に基づいて県の対応が迫られているのではないかと思います。ですので、この請願者からの内容を十分酌み取って、県の対応は迅速さを求められているのではないかと思う次第です。よって請願第8号については、自由民主党は賛成したいと思います。

○小泉委員長 ほかにないですね。(発言する者あり) はい、そうですね。

ほかに意見はございませんので、ただいまより請願第8号について採決を行います。

採決は簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

請願第8号について採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、請願第8号は、採択することに決しました。

次に、請願第9号、「障害者差別をなくす奈良県条例の制定に関する請願書」について、書記に要旨を朗読させます。

○西村政務調査課長 請願第9号 「障害者差別をなくす奈良県条例の制定に関する請願書」

請願者 奈良市法蓮町1027-1

若草ハイツ1階 自立生活センター 奈良サポート24内

奈良県障害者差別をなくす条例を作る実行委員会

代表 米本佳由

紹介議員 尾崎充典、中村昭、小林照代、和田恵治、岡史朗

要旨

私たち「奈良県障害者差別をなくす条例を作る実行委員会」は、障害者差別をなくす条例の制定をめざして活動してきました。

これまで障害者の社会参加や自立の実現のため、福祉制度の充実、公共交通機関の改善、福祉のまちづくり、など様々な施策が行われてきましたが、障害者の生活や権利がまだまだ十分には保障されず、障害を理由とする差別（不平等な取り扱い、合理的配慮の不提供）が存在している現状です。

奈良県においても、雇用された障害者が暴行を受けたり年金を横領された「大橋製作所事件」や地元中学への進学を拒否された下市町の障害のある生徒さんの訴訟などがありました。また私たちが実施した差別に関するアンケート調査でも多くの差別事案が報告されています。

障害者が差別を受けることなく、すべての人がその尊厳を尊重され安心して暮らせる奈良県にするための条例の制定を求めて、以下の事項を請願いたします。

1)障害者差別をなくすための奈良県条例を制定してください。

2)どんな条例を作るのかを検討するために、障害当事者が参加する委員会を設置してください。

以上です。

○小泉委員長 それでは、請願第9号について、質疑があればご発言願います。

質問がなければ、これをもちまして質疑を終わりたいと思います。

続いて、請願第9号について委員の意見を求めます。

ご発言があればお願いいたします。

○小林委員 請願第9号について、賛成をいたします。

ただ、どんな条例をつくるか検討するための障害当事者が参加する委員会ですけれど、障害は各種、いろいろありますので、できるだけそれぞれの障害の方が参加できるようにしていただけたらと思います。意見です。

○梶川委員 賛成の立場から少しご意見を言って賛成したいと思います。かねがねから各議員こういった条例をつくってほしいというのは申し上げてきたのですが、国でまだそういった法律ができていない。今回、差別解消法という、文言がちょっと違いましたができましたので、いよいよ奈良県も動かないといけないときに来たと思いましたが、ちょうど去年の高校生議会で、高校生が質問をされたときに、知事は、せっかくのご提案ですから作りましょうと答弁をされたのが、これも耳に残っているのですけれど、県当局もそうお考えですし、同時にこれをつくる場合の審議機関というか、委員会が多分つくられるとかつくってほしいと思うのですが、それには、例えば身体障害者という中に透析患者なども一緒くたに入っていたりしますが、そうではなくて、各ジャンルごとに障害者を全部入れるような形でつくってほしいということを、6月議会でも申し上げてきた経過があり、それに合った請願が出てきたので、ぜひ賛成をしたいと思います。以上です。

○除委員 請願第9号に賛成をいたします。

障害者自身というよりもその家族の方、周りの方からいろいろ、障害者に対する差別の相談を受けてまいりました。県としてもこういった条例を制定していくべきだと思っております。以上です。

○安井委員 請願第9号について賛成ということで、意見を申し述べたいと思います。

2)の中で、今も意見が出ていましたように、障害者当事者が参加する委員会を設置してくださいということです。それで、これは県でどうお考えになっているかわかりませんが、

もし委員会をつくって条例を検討するならばそうしてもらいたいし、つくらない場合は、障害者からの意見を十分反映できるような上で条例案を策定してもらいたいと思います。

特に差別について、各都道府県の条例制定状況もあるでしょうけれど、やはり差別を生まない状況をつくっていくということも非常に大切かと思っておりますので、中身はこれから検討なされると思うのですが、できれば審議はするとして、そういう状況づくりにも重点を置いてほしいと思っております。請願には賛成です。

○尾崎委員 民主党といたしまして、条例制定の意義は大きいと考えております。当事者を交えることも大切と考え、請願に賛成をいたします。

○小泉委員長 ほかにないですね。

それでは、請願第9号について採決を行いたいと思います。

採決は簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

請願第9号について採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、請願第9号は、採択することに決しました。

これをもちまして請願の審査を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長にご一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。